

訪問リハビリテーション 岡山福渡

重要事項説明書

利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションサービス提供開始にあたり、当事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 葵会
代表者名	理事長 新 谷 幸 義
所在地・連絡先	（住所）千葉県柏市小青田一丁目3番地12 （電話）04-7136-8008 （FAX）04-7136-8001

2. 事業所

施設の名称	訪問リハビリテーション 岡山福渡
所在地・連絡先	〒709-3111 （住所）岡山市北区建部町福渡字山寺ノ下408-1 （電話）086-722-3000 （FAX）086-722-3939
事業所番号	3350180224
管理者の氏名	市場 尚文

3. 事業の目的及び運営方針

（1）事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（2）運営方針

当事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（3）訪問リハビリテーション計画の作成及び事後評価

医師等の従事者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者及び家族の希望を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（訪問リハビリテーション計画）に記載して、利用者及び家族に説明し、同意を受けます。

4. 事業所の概要

（1）敷地及び建物（介護老人保健施設）

敷地		5. 478㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建	
	述べ床面積	6. 066. 80㎡	
	利用定員	入 所 80名（短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を含む） 通 所 60名（介護給付・介護予防給付サービス定員を含む） 短期入所 20名（介護給付・介護予防給付サービス定員を含む）	

(2) 介護老人保健施設内の訪問リハビリ室

設 備	室 数	面積	備 考
訪問リハビリ室	1	77.43 m ²	介護老人保健施設内

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	1		1			訪問リハビリテーションの管理をする
理学療法士	1 以上		1 以上			基本・応用動作のリハビリをします
作業療法士	1 以上		1 以上			
言語聴覚士	1 以上		1 以上			

6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30） 常勤で勤務	年間115日
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30） 常勤で勤務	年間115日

7. サービスの概要

介護保険給付サービス

種 類	内 容
訪問リハビリテーション	リハビリスタッフが「生活動作をスムーズに行うための訓練」・「身体の機能回復訓練」・「補助具や福祉用具の使用方法についての助言」等を行います。

営業時間	午前8時30分～午後5時30分
営業日	月曜日～土曜日（12月31日～1月3日、祝日除く）
休業日	日曜日、祝日、12月31日～1月3日
事業実施地域	・岡山市北区のうち旧建部町、旧御津町、高野、吉宗、栢谷、田益、芳賀、佐山 ・赤磐市のうち旧山陽町、旧赤坂町、旧吉井町 ・美咲町のうち旧中央町、旧旭町、旧柵原町 ・津山市のうち旧久米町 ・真庭市のうち旧落合町旦土、下見、舞高、野原、法界寺、向津矢、西原、落合垂水 ・加賀郡吉備中央町のうち旧加茂川町 ・久米郡久米南町 ※上記以外の地域についても、ご相談下さい。

8. サービス利用料金及びその他費用

(1) 利用料金（別紙利用料金表参照）

利用者のサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

(2) 交通費

事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は1kmあたり52円の交通費が必要となります。

(3) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料を頂きます。

サービス実施時刻の2時間前までに連絡があった場合	無料
サービス実施時刻の2時間前までに連絡がなかった場合	利用者自己負担分の全額

※但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

(4) 利用料金のお支払い方法

料金・費用については、1ヶ月ごとに請求し、金融機関口座から毎月20日（土・日・祝にあたる場合は翌日）の自動引き落としさせていただきます。なお、手続きが完了する間は、窓口での現金払い、又は下記口座への振込をお願いします。

口座名：中国銀行	広島東支店	普通口座	1011110
口座名義：医療法人社団	葵会	理事長	新谷 幸義

9. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口担当者 理学療法士 米山健太 ご利用時間 8:30～17:30 ご利用方法 電話 086-722-3000 苦情箱 葵の園・福渡1階事務所横に設置 苦情責任者 管理者 市場尚文
岡山市事業者指導課	電話番号 086-212-1012
岡山県国民健康保険団体連合会	電話番号 086-223-8811
施設における苦情処理の手続き	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順 (1) 苦情内容の聞き取り、把握を充分に行う (2) 苦情の内容を伝達する (3) 問題点を把握する (4) 管理者等に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する (5) 事業所としての意思決定（謝罪、事実伝達・説明、市町村道の報告等）を行う (6) 事業所における反省事項の整理、再発防止の対策を行う。 (7) 苦情処理台帳への記載し、再発防止に努める。 (8) その他、必要に応じて対応を検討する。

10. 事故発生時の対応及び損害賠償

当施設は、訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故により利用者に損害が発生した場合は、当施設は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、当事業所に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。当該事故につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

11. 成年後見制度の活用支援

当施設は、ご利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

12. 連帯保証人

連帯保証人は、ご契約者の利用料金等の経済的な債務については、ご契約者と連帯してその債務の履行業務を負うことになります。

13. ご利用中の注意事項

①指定訪問リハビリテーション事業者は、サービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

②悪天候時（大雨、降雪、台風等）の安全確保

悪天候時は利用者及び理学療法士等の安全確保の為、営業を中止することがあります。

また、状況に応じて利用時間の変更をお願いする事があります。

その場合は事前に電話にてご連絡致します。

14. 機密の保持と個人情報について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	当事業所及び当事業所の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	当事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

15. ハラスメント 対策

①当事業所は職員におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

②ご利用者、家族からの暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷・悪質なクレームなどの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

16. 身体拘束等

当事業所は、原則としてご利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該ご利用者または他のご利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行う身体拘束は、次の要件・手続に沿った慎重な判断に基づいて行います。

(1) 身体拘束の要件

- ① ご利用者本人又は他のご利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

(2) 身体拘束の手続

- ① 管理者が関係部門の責任者を召集し、上記の要件に全て該当するか否か検討し事業所全体としての判断を行い、「緊急やむを得ない場合」に該当する場合は、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を決定します。
- ② 身体拘束の実施前にご利用者本人及び家族に対して、上記の決定事項を文書で詳細に説明し確認を得ます。
- ③ 身体拘束中は、その態様及び時間、ご利用者の心身の状態の観察並びにその必要性、方法に関わる再検討を適宜行い記録します。

17. 虐待の防止のための措置

(1) 当事業所では、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定。
- ② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。
- ③ その他虐待防止のために必要な措置。

(2) 当事業所は、訪問リハビリテーションの提供に当たり、当該事業所従業者又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

18. 介護職員等処遇改善加算に関する規定

(1) 算定する加算の種類

当事業所では、以下の加算を算定し、従事者の処遇改善を実施しています。

- ① **名称：** 介護職員等処遇改善加算
- ② **加算率：** 訪問リハビリテーション費（および各加算）の合計単位数の **1.5%**

(2) 処遇改善に向けた具体的な取組（見える化要件）

当事業所では、加算の算定要件に基づき、以下の項目に取り組んでいます。

- ① **【入職促進に向けた取り組み】**
 - 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。
 - 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施。
- ② **【資質の向上やキャリアアップに向けた取り組み】**
 - 働きながら専門資格（認定理学療法士等）を取得するための研修受講支援、

または休暇制度の整備。

- 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方に関する定期的な相談の機会の確保。

③ 【両立支援・多様な働き方の促進】

- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。
- 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識づくりのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声掛けを行っている。

④ 【腰痛を含む心身の健康管理】

- 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実。
- 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。

⑤ 【生産性向上のための取り組み】

- 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を実施している。
- 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している。
- 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転機が不要なもの）、情報端末の導入。

⑥ 【やりがい・働きがいの醸成】

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やリハ内容の改善。
- リハの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。

令和 年 月 日

（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供開始に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問リハビリテーション 葵の園・岡山福渡

説明者氏名 氏 名 _____

私は、本書に基づいて施設の職員（職名 _____）から、重要事項の説明を受け、（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所

氏 名 _____

代理人 住 所

氏 名 _____

続 柄（ ）

連帯保証人 住 所

氏 名 _____

続 柄（ ）

作成 令和8年6月1日